年金支給開始引上げスケジュールと経過措置適用年齢との関係

※60歳到達時を定年退職日としている場合

経過措置（改正高齢法附則第3項）のイメージ

61歳　62歳　63歳　64歳　65歳

この間に61歳になる人から経過措置の利用可能

この間に62歳になる人から経過措置の利用可能

この間に63歳になる人から経過措置の利用可能

この間に64歳になる人から経過措置の利用可能

誕生年月日	平成25年度（2013年）	平成26年度（2014年）	平成27年度（2015年）	平成28年度（2016年）	平成29年度（2017年）	平成30年度（2018年）	平成31年度（2019年）	平成32年度（2020年）	平成33年度（2021年）	平成34年度（2022年）	平成35年度（2023年）	平成36年度（2024年）	平成37年度（2025年）	平成38年度（2026年）
昭和28年4月2日～昭和29年4月1日	60歳	61歳												
昭和29年4月2日～昭和30年4月1日		60歳	61歳											
昭和30年4月2日～昭和31年4月1日			60歳		62歳									
昭和31年4月2日～昭和32年4月1日				60歳		62歳								
昭和32年4月2日～昭和33年4月1日					60歳			63歳						
昭和33年4月2日～昭和34年4月1日						60歳			63歳					
昭和34年4月2日～昭和35年4月1日							60歳				64歳			
昭和35年4月2日～昭和36年4月1日								60歳				64歳		
昭和36年4月2日～昭和37年4月1日									60歳					65歳
昭和37年4月2日～昭和38年4月1日										60歳				65歳
昭和38年4月2日～昭和39年4月1日											60歳			65歳
昭和39年4月2日～昭和40年4月1日												60歳		65歳
昭和40年4月2日～昭和41年4月1日													60歳	65歳

年金の引上げスケジュール

- この間に、60歳になる人の年金支給開始は61歳
- この間に、60歳になる人の年金支給開始は62歳
- この間に、60歳になる人の年金支給開始は63歳
- この間に、60歳になる人の年金支給開始は64歳
- 平成33年度以降に60歳になる人の年金支給開始は65歳から